

P5コーナー
(株)P5では、経営計画策定、保険・不動産等の資産運用、相続対策業務、パソコンの購入及び指導、貴社のホームページの作成・ドメインの取得、計算書類の公告のお手伝いをしております。

法令解釈通達

令和6年度税制改正に係る「**所得税法等の一部を改正する法律案**」と「**地方税法等の一部を改正する法律案**」が**3月28日**、参議院本会議で**可決・成立**しました。施行日は、原則、令和6年4月1日です。内容については、国会の審議録が公表されてからご紹介したいと思います。

さて今回は、通達のお話しです。実務では、法律の条文だけでは、はっきりしないところがあり、より明確にするために課税当局から法令解釈通達が出されています。もちろん法律ではありませんので、裁判上での拘束力はありませんが法律に違反した内容でなければ実務では重要なものです。

一般の人は、あまり馴染みが無いと思いますので、これから少し紹介していきたいと思います。

相続税の計算では、債務・葬式費用は控除しますが、葬式費用になるものとして**相続税法基本通達13-4**に、葬式費用にならないものとして次の**同13-5**をあげています。(カッコ内追加)

- (1) 香典返戻費用(香典返礼費用のこと)
- (2) 墓碑及び墓地の買入費並びに墓地の借入料
- (3) 法会(法時ともいう)に要する費用
- (4) 医学上文は裁判上の特別の処置に要した費用

なお、香典返戻費用とは、いわゆる香典返しのことです。そうは言ってもどこまでが香典返しなのかははっきりとは分かりません。

お葬式は、本来亡くなった人の債務ではありませんが、我が国ではお葬式は一般的に行われています(相続に伴う必然的出費)ので、国民感情から控除することになっています。

また告別式を死亡時の住所地と出身地の2か所で行った場合には、いずれも葬式費用として認められるのかという問題もありますが、通常、両方とも認められています(**文書回答事例名古屋国税局H22.11.5**)。

弊所では **zoom** を試験的に常時開いております。 [REDACTED]

事務所・P5より・・・

編集後記 **令和6年7月3日**より**新しい紙幣が発行**されるそうです。一万円札は渋沢栄一、五千円札は津田梅子、千円札は北里柴三郎のデザイン。これまでの福沢諭吉も余り縁はありませんでしたが。3月で既に夏日の日も。身体に気を付けてください。**編集発行 株式会社プランニングファイブ**



令和6年4月1日
相続登記義務化

新年度が始まりました。世の中は、新学期、新入学に新社会人の新たなスタートです。

さて、今年の**さくらの開花宣言**は、**3月**中に関東以西で一斉に発表され、これからは北に移ってきます。今までのところ関東以西では少し遅めで、東京の桜の開花は昨年より15日遅く、平年より5日遅かったそうです。**4月**は気温が高めとなる予想で、逆に東北北部や北海道は平年より桜の開花は早くなりそうです。

オックスフォード英語辞典の最新アップデートが発表されています。日本語からは、料理関係ではカツ(**katsu** 英語のカツレツ **cutlet** の借用語), 豚骨(**tonkotsu**), どんぶり(**donburi**), おにぎり(**onigiri**)や他にも切り紙(**kirigami**)、漫画家(**mangaka**)や日本人でもあまり馴染みのないところでは金継ぎ(**kintsugi**)など23単語が追加されました。

kintsugi は、壊れた陶器を元に戻し、金、銀、またはプラチナの粉末をまぶした漆で亀裂を埋めることで修復する日本の芸術として取りあげられています。そこから修復された物の欠陥を強調するという意味で、不完全性を受け入れ、治癒を人間の経験の重要な

部分として扱うことを特徴とする美学や世界観だそうです。

令和6年度の国の予算が3月28日に成立しました。そこで令和6年度分を含めた歳入と歳出の推移を紹介します。過年度分は当初予算で計上しています。

一般会計歳入の推移 (単位兆円)

年度	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年
所得税	17.9	21.0	20.4	18.7
法人税	17	14.6	13.3	9.0
消費税	23.8	23.4	21.6	20.3
その他	10.8	10.4	9.9	9.4
(相続税)	3.3	2.8	2.6	2.2
税収合計	69.5	69.4	65.2	57.4
公債収入	35.5	35.6	36.9	43.6
その他	7.5	9.3	5.4	5.6
歳入合計	112.5	114.3	107.6	106.6

一般会計歳出の推移 (単位兆円)

	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年
社会保障	37.7	36.9	36.3	35.8
防衛関係	7.9	10.2	5.4	5.3
公共事業	6.1	6.1	6.0	6.1
文教科学	5.5	5.4	5.4	5.4
その他	10.6	14.1	14.3	14.3
一般歳出	67.8	72.7	67.4	66.9
地方交付税	17.8	16.4	15.9	15.9
国債費	利払	9.7	8.5	8.2
	償還	17.3	16.7	16.1
地方・国債償還	44.8	41.6	40.2	39.6
歳出計	112.6	114.3	107.6	106.5

その他はコロナ関連が含まれています。

4月の税務・総務予定

(税務)

*所得税の振替納税

振替納税選択の振替日 4月23日(火)

*個人消費税の振替納税

振替納税選択の振替日 4月30日(火)

*軽自動車税の納付 4月1日の所有者
に課税 通常5月末日

*固定資産税・都市計画税の第1期分の
納付 通常4月～6月中

(藤沢市5月31日、東京都7月1日)

*固定資産課税台帳の縦覧

4月1日から20日又は最初の固定資産
税の納期限のいずれか遅い日以後の日
までの期間(通常5月末、東京都4月1
日(月)から7月1日(月)まで)

(総務他)

*新入社員の指導

*令和6年度の協会けんぽ管掌の健康保
険料率等は3月分(4月支払給与)か
ら改定 東京都の健保料率は9.98%
(前年10.00)、神奈川県は10.02%
(同10.02)(最低新潟県9.35%、

最高佐賀県10.42%)

COVID-19関連のデータはホームページ
に掲載しております。

「発生の予防」と「利用の円滑化」を
図るためのものです。

土地の所有者等の状況に関する平成
29年度に地方公共団体が実施した地籍
調査事業(全国の土地のうち約63万筆を
対象)における土地の所有者等の状況に
関する国土交通省の調査結果では、不
動産登記簿のみでは所有者の所在が判
明しなかった土地の割合は約2割超(筆
数ベース)で、その発生原因としては、
所有権の登記名義人が死亡して相続が
発生しているが、登記記録上は登記名
義人のままになっているもの(相続登記
未了)が全体の約3分の2を占め、所有権
の登記名義人の住所が変更されてい
ても登記記録に反映されていないもの(住
所変更登記未了)が全体の約3分の1を占
めているそうです。

この改正法により、不動産登記法が
改正され所有者不明土地の発生予防の
観点から、その主要な発生原因である
相続登記の未了や住所変更登記等の未
了に対応するため、これまで任意とさ
れていた相続登記や住所変更登記等の
申請を義務付けるとともに、その申請
義務の実効性を確保するための環境整
備策が導入されます。

これにより、今月(令和6年4月1日)
より不動産(土地・建物)の相続登記
が概略、次の様に義務化されます。

相続登記

(1)相続(遺言も含みます。)によって
不動産を取得した相続人は、その所有
権の取得を知った日から3年以内に相続
登記の申請をしなければなりません(不
登記法76条の2①)。

(2)遺産分割が成立した場合には、これ
によって不動産を取得した相続人は、

遺産分割が成立した日から3年以内に、
相続登記をしなければなりません(同
②)。

(1)と(2)のいずれについても、正当
な理由なく義務に違反した場合は10万
円以下の過料(行政上のペナルティ)
の適用対象となります(不登記法164条
①)。なお、「正当な理由」とは、相
続人が多く戸籍謄本等の資料収集や他
の相続人の把握に多くの時間を要する
ケース、遺言の有効性や遺産の範囲等
が相続人等の中で争われているために
相続不動産の帰属主体が明らかになら
ない場合や相続登記の義務を負う者自
身に重病その他これに準ずる事情があ
る場合などとなっています(Q&A)。

これからの相続で問題となるのは、
遺産分割の話合いがまとまらず3年を経
過してしまう場合です。このように早
期の遺産分割が難しい場合には、今回
新たに作られた「相続人申告登記」の
手続を法務局でする必要があります。

「相続人申告登記」とは、法務局で
その不動産と相続が開始した旨及び相
続人である旨を申し出ることによって、
義務を果たすことができるものです。

注意しなければいけないのは、相続
人申告登記は、申出をした相続人につ
いてのみ、相続登記の義務を履行した
ものとみなされますので他の相続人は
義務を果たしたことになりません。出
来るだけ連名で申出書を作成してくだ
さい。

なお、令和6年4月1日より以前に
相続が開始している場合も、3年の猶予
期間がありますが、義務化の対象とな
ります。すなわち相続登記がされてい
ないものについては、令和9年3月31日
までに相続登記をする必要があります。

調べてみてください。これは相当大変
な話になります。

住所等変更登記

所有権の登記名義人が住所等を変更
してもその旨の登記がされない原因と
しては、①現行法では住所等の変更登
記の申請は任意とされており、かつ、
変更をしなくとも大きな不利益がない
こと、②転居等の度にその所有する不
動産についてそれぞれ変更登記をする
のは負担であることが指摘されていま
す。

そこで、改正法では、所有権の登記
名義人の氏名もしくは名称または住所
について変更があったときは、その変
更があった日から2年以内にその変更登
記の申請をすることを義務付けるとと
もに、正当な理由がないのにその申請
を怠ったときは、5万円以下の過料に処
することとしています(不登記法76条の
5、164条②)。これは、令和8年4月1日
から施行されます。そう簡単にはいか
ない問題ですので、申請義務の実効性
を確保するため環境整備策として、法
務局が他の公的機関から取得した情報
に基づき、職権的に変更登記をする新
たな方策が導入されるようです。

4月の予定

SHONAN TAX OFFICE
(<https://www.shonantax.jp/>)

令和6年4月1日より相続登記義務化制
度が始まります(以下、主に法務省
担当官・改正の概要・金融法務事情21
70号25頁2021、本通信384号令和3年10
月号から。)

この制度が定められたのは、令和3年
4月21日に成立した「民法等の一部を改
正する法律」(令和3年法24号)等で同
月28日に交付されています。

この法律の目的は、所有者不明土地
問題の解決のためにこれらの土地の